

# 実務訓練に関する学内規則

## 1. 豊橋技術科学大学学則（抜粋）

（実務訓練）

第24条の2 社会との密接な接触を通じて、指導的な技術者として必要な人間性の陶冶を図るとともに、実践的な技術感覚を体得させることを目的として、実務訓練を履修させるものとする。

2 実務訓練の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 2. 豊橋技術科学大学実務訓練に関する規程（抄）

（趣旨）

第1条 この規程は、豊橋技術科学大学学則（昭和53年4月1日制定）第24条の2第2項の規定に基づき、先端融合テクノロジー連携教育プログラム履修生を除く実務訓練に関し必要な事項を定める。

（実務訓練の授業及び単位）

第2条 実務訓練の授業は、学部の授業科目（必修科目）として実習により行う。

2 実務訓練の単位は、6単位とする。

（履修の学年、時期、履修方法）

第3条 実務訓練は、学部第4年次後期の後半に実施する。

2 実務訓練の履修方法については別に定める。

（実務訓練機関の選定、実務訓練指導責任者の委嘱）

第4条 実務訓練を履修する企業等の法人又は国若しくは地方公共団体の機関（以下「実務訓練機関」という。）は、実務訓練委員会の議を経て、学長が選定する。

2 学長は、実務訓練中の現場での指導のため、実務訓練機関の承諾を得て、実務訓練機関における実務訓練の指導責任者（以下「実務訓練指導責任者」という。）を委嘱する。

（実務訓練学生の心得）

第5条 実務訓練を履修する学生（以下「実務訓練学生」という。）は、実務訓練機関の定める諸規則及び実務訓練指導責任者（実務訓練機関における実務訓練の指導責任者であって、学長が委嘱する者をいう。以下同じ。）の指示に従って実務訓練を履修しなければならない。

2 実務訓練学生は、実務訓練機関先の担当者等の指導を受けるとともに、別に定める実務訓練履修の心得を守らなければならない。

（実務訓練履修基準日数、時間等）

第6条 実務訓練の履修基準日数は別に定める。

2 実務訓練の時間は、実務訓練機関において定める時間又は実務訓練指導責任者の指定する時間とする。

3 実務訓練学生の休日は、実務訓練機関において定める休日とする。

4 病気等のやむを得ない事情により実務訓練の履修基準日数に満たないときの取扱いは別に定める。

5 実務訓練学生は、実務訓練期間中実務訓練以外の授業に出席し、単位を修得することはできない。

（実務訓練学生の指導及び成績評価）

第7条 実務訓練学生を指導する教員（以下「指導教員」という。）は、実務訓練学生の履修テーマを確認し、実務訓練学生を指導する。

2 各課程は、実務訓練の終了後、速やかに履修成果について、報告会を開催する。

3 指導教員は、履修期間中の指導・助言、実務訓練指導責任者との連絡調整、履修後の成績評価等を行う。

（実務訓練の提出書類及び事前指導）

第8条 実務訓練学生の提出書類等は別に定める。

2 実務訓練学生は、事前指導を受けなければならない。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、国立大学法人豊橋技術科学大学の規則の基準及び制定等に関する規程（平成16年度規程第1号）の規定により、教授会の議を経て学長が行う。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、実務訓練の実施に関し必要な事項は、実務訓練委員会の議を経て学長が定める。

### 3. 実務訓練の履修方法等に関する取扱い（抄）

第1 この取扱いは、豊橋技術科学大学実務訓練に関する規程（平成16年度規程第85号。以下「実務訓練規程」という）に基づき、実務訓練の履修方法等に関し、必要事項を定める。

第2 実務訓練は、学外履修を原則とする。ただし、諸事情により学内履修とすることができる。

第3 実務訓練は、1月上旬から2月下旬までの期間において、当該年度の学年暦に基づき実務訓練委員会が期間を決定する。

第4 実務訓練機関の選定に当たっては、次の条件を付し、これによりがたい事情が生じた場合は、実務訓練委員会において、その都度可否を審議する。

（1）就職が内定している学生の実務訓練機関は、就職内定先としない。

（2）国内の大学（附置研究所を含む。）へは、派遣しない。

第5 第2に規定する学内履修とすることができるのは、次のいずれかに該当する場合とする。

（1）企業に在籍する等の学生

（2）就職予定で学外履修が困難な学生

（3）実務訓練開始後、実務訓練機関又は実務訓練学生の事情により、訓練を継続することが困難となった学生

（4）その他諸事情により学外履修が困難とされた学生

#### 2 学内履修方法等

（1）学内履修は、次のいずれかによるものとする。

ア PBL型実務訓練

イ 個別実習型実務訓練

（2）学内履修の方法は、PBL型実務訓練を原則とする。ただし、前項第3号及び第4号に該当する場合は、実務訓練委員会において判断するものとする。

（3）PBL型実務訓練による学内履修に係る諸届等にあつては、実務訓練機関は学内の課程に、実務訓練指導責任者は各課程が指定する担当教員に読み替えて実施する。また、個別実習型実務訓練による学内履修に係る諸届等にあつては、実務訓練機関は学内の研究室に、実務訓練指導責任者は指導教員に読み替えて実施する。

（4）出退勤に関しては、実務訓練指導責任者の責任においてこれを管理するものとする。

第7 実務訓練規程第6条第4項に規定する「履修基準日数に満たないときの取扱い」は、次のとおりとする。

（1）当該年度に設定した実務訓練期間において、30日以上の出席日数をもって履修と認める。

（2）当該年度に設定した実務訓練期間において、出席日数が30日に満たない場合であつて、その理由が真にやむを得ないものと実務訓練委員会が判断したときは、不足する出席日数について、実務訓練期間終了後引き続き、次の条件の範囲で履修させることができる。

ア 実務訓練の単位を修得することにより卒業要件を満たす場合

当該年度の再試験該当者の卒業判定に係る教務委員会開催日の前々日（前々日が土日、祝日にあたる場合はその直前の平日）まで

イ 実務訓練の単位を修得しても卒業要件を満たさない場合

当該年度の3月24日（土日にあたる場合はその直前の平日）まで

（3）「病気等のやむを得ない事情」には、事前に実務訓練機関の承認を得た上、必要最小限の期間において大学院を受験する場合を含む。